

民法

【平成23年】

- ・通謀虚偽表示における「善意の第三者」（94条2項）
- ・他人物質貸借における賃貸人が所有者を単独相続した場合（無権代理人が本人を単独相続した場合に関する最判 S37.4.20・百 I 32 の応用）
- ・対抗要件を具備している賃借人と対抗要件を具備している所有権譲受人の優劣（民法 177 条の対抗関係として処理することの可否）

【平成24年】

- ・物上保証人の検索の抗弁権（民法 453 条の類推適用の可否）
- ・物上保証人の事前求償権（民法 460 条の類推適用の可否）
- ・遺留分侵害額請求権（1046 条）

【平成25年】

○将来債権譲渡担保設定契約

- ・有効性（最判 H11.1.29・百 II 22）
- ・目的債権の取得時期
- ・免責的債務引受け
- ・同一債権の差押債権者と譲渡担保権者の優劣の判断方法
- ・将来債権譲渡後に締結された譲渡禁止特約の効力（466 条の 6 第 3 項）

【平成26年】

○請負契約の仕事の目的物の品質に契約不適合がある場合における請負人の責任

- ・請負契約における仕事の目的物の契約不適合を理由とする修補請求（559 条、562 条 1 項）
>「目的物」の「品質」に関する契約不適合
- ・請負契約における仕事の目的物の契約不適合を理由とする追完に代わる損害賠償請求（559 条、564 条、415 条）
>追完に代わる損害賠償責任における 415 条 2 項類推適用の可否

【平成27年】

○共有

- ・多数持分権者の少数持分権者に対する共有物の明渡請求（最判 S41.5.19・百 I 70）

○債務不履行に基づく損害賠償請求（415 条）

- ・贈与契約に基づく所有権移転登記義務を共同相続した者の履行不能の成否（不可分債務と過分債務の区別）

【平成28年】

○他人物売買における所有権供与義務の履行不能

- ・債務不履行解除に基づく代金返還請求（542 条 1 項 1 号、545 条 1 項本文）
- ・債務不履行に基づく損害賠償請求（415 条）
- ・使用利益の返還義務（189 条 1 項・190 条、大判 T14.1.20）

- ・使用利益返還請求権を自働債権とする相殺（505条1項本文）

○他人物売買の目的物の修理による価値増額分の支払請求

- ・有益費用償還請求権（196条2項）

【平成29年】

○所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記抹消登記手続請求

- ・譲渡担保による所有権移転（最判 H7.11.10）
- ・民法 94 条 2 項類推適用（最判 H18.2.23・百 I 21）

○承諾転貸

- ・原賃貸借契約が合意解除された場合の法律関係（613条）
- ・必要費償還請求権（608条1項）

【平成30年】

○下請人（個人）の従業員が負傷した場合における損害賠償請求

- ・債務不履行に基づく損害賠償請求（415条）
 - >安全配慮義務（最判 S50.2.25・百 II 2）
 - >遅延損害金の発生時期（大判 T10.4.4）
- ・不法行為に基づく損害賠償請求（709条）
- ・各請求の比較検討

○詐害行為取消権（424条）

- ・離婚に伴う財産分与の詐害行為取消しの可否・範囲（最判 H12.3.9・百 III 19）

○離婚

- ・離婚意思の内容（最判 S57.3.26・百 III 12）

【令和1年】

○所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求

- ・抵当権者は「第三者」（177条）の客観的範囲に含まれるか
- ・法定地上権（388条）

○所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消登記手続請求

- ・短期取得時効（162条2項）
 - >自己物の時効取得（最判 S42.7.21・百 I 41）
 - >取得時効により原始取得される所有権の範囲（抵当権の負担のない所有権を取得することの可否）
 - >時効完成前の第三者に対して登記なくして取得時効による権利取得を対抗することの可否（最判 S41.11.22）

【令和2年】

○代理

- ・後見人が後見人就職前に成年被後見人を本人として行われた無権代理行為について追認拒絶権を行使することの可否（最判 H6.9.13・百 I 5）

○事務管理（697条）

- ・事務管理者が本人の代理人として行った法律行為の効果

○債権者代位権（423 条）

- ・詐欺を理由とする取消権の一身専属性（423 条 1 項但書）

○詐害行為取消権（424 条）

- ・詐害行為該当性

【令和 3 年】

○売買契約における引渡義務違反を理由とする無催告による全部解除

- ・制限種類物債権
- ・相互に密接に関連している 2 つ以上の契約の一方の債務不履行を理由として他方の契約も解除することの可否（最判 H8.11.12・百Ⅱ39）

○集合動産譲渡担保

- ・集合動産譲渡担保契約の有効性（最判 S62.11.10）
- ・所有権留保特約の法的性質
- ・占有改定による即時取得の可否（最判 S35.2.11・百Ⅰ64）

【令和 4 年】

○請負契約の仕事の目的物の品質に契約不適合がある場合における請負人の責任

- ・請負契約における仕事の目的物の契約不適合を理由とする代金減額請求（559 条、563 条）
>「目的物」の「品質」に関する契約不適合
- ・請負契約における仕事の目的物の契約不適合を理由とする追完に代わる損害賠償請求（559 条、564 条、415 条）
>追完に代わる損害賠償責任における 415 条 2 項類推適用の可否

○取得時効（162 条）

- ・他主占有者（使用借主）から不動産を相続した者による時効取得の可否（相続を「新たな権原」とする自主占有への転換）（最判 H8.11.12・百Ⅰ63）

【令和 5 年】

○請負人の仕事完成債務が原始的不能である場合

- ・請負契約に基づく報酬請求
>632 条に基づく報酬請求
>536 条 2 項前段に基づく報酬請求

○販売委託契約に基づく販売権限の消滅後に受託者が目的動産を処分した場合

- ・占有改定による即時取得の成否（最判 S35.2.11・百Ⅰ64）
- ・代理権消滅に関する 112 条 1 項の類推適用の可否

【令和 6 年】

○失踪宣告（32 条）

- ・特別失踪（32 条 2 項）
- ・32 条 1 項後段の「善意でした行為」の意義

○所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権

○共有

- ・共有者間における明渡請求（最判 S41.5.19・百Ⅰ70）

○不当利得

- ・誤振込みによる預金債権の成否（最判 H8.4.26・百Ⅱ63）
- ・誤振込金による弁済と不当利得
 - >利得と損失の間の因果関係（騙取金による弁済に関する最判 S49.9.26・百Ⅱ71 の応用）
 - >「法律上の原因」の存否（騙取金による弁済に関する最判 S49.9.26・百Ⅱ71 の応用）

○相続

- ・遺言の解釈（最判 S58.3.18・百Ⅲ88）
- ・「相続人に相続させる」旨の遺言の解釈（最判 H3.4.19・百Ⅲ92）
- ・法定相続分を超える権利承継の対抗の可否（899 条の 2）